

保険料

年額

36,600円

(基準額×0.50)

51,240円

(基準額×0.70)

54.900円

(基準額×0.75)

69,540円

(基準額×0.95)

73,200円

(基準額)

87,840円

(基準額×1.20)

95,160円

(基準額×1.30)

109,800円

(基準額×1.50)

124,440円

(基準額×1.70)

139.080円

(基準額×1.90)

所得段階

区分

第1段階

第2段階

第3段階

第4段階

第5段階

第6段階

第7段階

第8段階

第9段階

第10段階

護保険料のお知らせ

決定通知を7月中旬に送付します。 限内の納付をお願 平成27年度

保険料の納め方

ない方は、 で納付 普通徴 方は、 ニエンスストアでも納付可能 金融機関のほか、 として平成 障害年金の額が年額18万円以上 特別徴収/老齢年金、 金受給額によって変わります。 月 特別徴収の場合、 次の二つの納付方法が 収 6 年 (納付書で納付する場合、 月の引き去り 金 /年金から引き去りでき 納付書または口座振 28 一からの引き去りで納付 年2月と同額です。 郵便局やコン 平成 遺 額 28年度 旋年金、 は、 あ り 原則 Ē の の 年

4

26年度 27年度 調整しないとき ← 年間の徴収額の合計は同じ → 調整 調整 調整したとき 8られている と同額を徴収 徐々に均等に 8月 10月 12月 2月 4月 6月 8月 10月

あなたの介護保険料は?

老齢福祉年金を受給している

いいえ

合計が80万円以下である

120万円以下である

同じ世帯に市民税を納めている人がいる

しいいえ

はい

合計所得金額が120万円未満である

合計所得金額が190万円未満である

合計所得金額が290万円未満である

合計所得金額が400万円未満である

した方・本市に転入した方

資格を取得した月から保

険 料

が

年度の途中で新たに65歳に到

達

合計所得金額と課税年金収入額の

合計所得金額と課税年金収入額の合計が

合計が80万円以下である

合計所得金額と課税年金収入額の

′ いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

はい

はい

いいえ

生活保護を受給している

いいえ

市民税を

納めている

はい

なる年金がある方は、

資

格

取得

後

か月

かか

から8

か月で

は不要です。

わります。

ŋ

替えに伴う 特別徴収に

申 切 となりますが、

徴収

の対象と 通徴

課されます。

はじめ 特別

は

普

収

整することにより、 での徴収額の差を小さくして 今年度も、 8月から 各年金支給月 の 4期 で 調

調整を行います 特別徴収の期別保険料額の

平成28年2月の4回に し引 納付いただいた4月、 が決定し、この決定額からすでに していただきます。 平成27年度分の介護保険料年 いた額を、 8 月· 10 6月分を差 分けて 月・12月・ 額

額

お問い合わせ/市介護保険課事業管理係

226-5363

の 介護保険料の年 いします。



◎平成27年度の保険料

賦課限度額 保険料軽減制度 57万円 所得割額軽減 軽減内容 対象者 〈所得割額〉 加入者本人の所得が (前年の所得-33万円) 5割軽減 91万円以下 ×7.84%/年 均等割額軽減 軽減内容 総所得金額の区分 保険料 加入者全員が年金 1)所得割額 9割軽減 収入80万円以下 (3,950円)33万円以下 (他の所得なし) 世帯の所得で判定 の世帯 ②均等割額 8.5割軽減 上記以外 (5,925円) 5割軽減 33万円+(26万円×加入者数)以下 (19,750円) 〈均等割額〉 2割軽減 39,500円/年 33万円+(47万円×加入者数)以下 (31,600円) ※世帯主と加入者の所得の合計

社会保険などの被扶養者だった方への保険料特別措置

所得割額/なし 均等割額/9割軽減 ⇒ 年額3,900円

軽減措置など

所得が 所得に対する軽減 調と均 一定額以下の場合は、 '等割額が軽減され /加入者本人の ま 所 得 す

(上図参照

保険料の納め方

-成27年

度

の

後期高

歸者医

療保

付

L

うます。

限

内の

納付をお

願

|療保険料のお知らせ

:の決定通知 付書も同封)

(普通徴収の場合

ります。

を7月中

旬

方は、 書または口座振替で ない方は、 普通徴収 特別徴収/老齢年金、 害年金の額 年金 、年金から引き去りでき 年間8回に分けて |から引き去りで納付 が年額18万円以上 納付 遺 族年金、 納 付

保険料率は据え置き

た負 図 年度です。賦課限度額は57万円 期高齢者医療広域連合が見直し 2年ごとに保険者である山形県後 との合計 員 入者数の が の通りです。 います。次回の見直しは 保 保険料率と均 険料 平 担 - 等に <u>の</u> 伸びなどの動向を勘案し 額で、 は、 所 負担 ?得割額 加 医 入者 する「 |療費の 等割額などは ٤ 0 所 均 伸びや加 加入者全 得に応じ 等割 平 成 額 を 上 لح 28

> 通帳、 方には、 通徴収で納めます。 引き去りができるまで通常6か月 険料が賦課されます。 ください。 機関でできますので、 をお勧めします。 忘れをなくすためにも、 から8か月かかるため、 た方や本市に転入した75歳以上 年度途中、 通帳 資格を取得した月から保 の届け出印を持参 新たに75歳に到 手続きは、 その間の 指定口 年金からの 口座 最初は普 が納め 座 振 達 金 融 替 の 0

納付に理解と協力を

をお願 険料 に直 の未納は医療制度の よって成り立っています。 人者の皆さんが納める保険 後期高齢者医療保険制度は、 .の期 接影響を及ぼしますの いします。 一限内の納付と完納 安定的な運 で、 保険 協 料 保 営 料 加 に

お問い合わせ/市介護保険課高齢者医療係 **☎**26-5729

年額3千900円です 被用者保険の被扶養者だった方 た方は対象外) 保険や国保組合などに加入し の特別措置 /本年度の保険料は、 (国民健康

お支払いは口座振替が便利で す